

認知症対応型共同生活介護事業所
介護予防認知症対応型共同生活介護事業所
グループホーム「さくらんぼ」

重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(日立市 第 0890200074 号)

当施設はご利用者に対して認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◇◆目次◆◇

1. 事業主体概要.....	1
2. ホーム概要.....	2
3. 職員体制.....	3
4. 勤務体制.....	3
5. サービス及び利用料等.....	3
6. 利用料金のお支払い方法.....	4
7. 協力医療機関.....	5
8. 施設内の玄関・エレベーターの施錠について.....	5
9. 残置物引取人.....	5
10. 退去について.....	5
11. 苦情相談機関.....	5
12. 第三者評価の実施状況について.....	6
13. 施設利用の留意事項.....	6

1. 事業主体概要

事業主体名	認知症対応型共同生活介護事業所 グループホーム「さくらんぼ」
法人の種類	社会福祉法人 秀和会
代表者名	理事長 川島 ミドリ
所在地	茨城県日立市国分町三丁目12番10号 TEL 0294-36-7300 FAX 0294-36-7562
他の介護保険関連の事業	・特別養護老人ホーム 鮎川さくら館（併設ショートステイ） ・特別養護老人ホーム さくら館サテライト（併設ショートステイ） ・デイサービスセンター 鮎川さくら館 ・鮎川さくら館 指定訪問介護事業所 ・ケアプランセンター 鮎川さくら館 ・地域包括支援センター 鮎川さくら館

2. ホーム概要

ホーム名	グループホーム「さくらんぼ」
ホームの目的	認知症（痴呆）症状のあるお年寄りに、普通に生活することを通してそれぞれに持っている忘れかけた能力を十分に発揮してもらうことにより、生き生きとした生活を送り、自分らしさを取り戻すことを目的とする。
ホームの運営方針	「ゆっくり」、「いっしょに」、「楽しみながら」一人一人のその人らしさを大切にした生活を送る
ホームの責任者	管理者 鯨岡 秀明
開設年月日	平成 22年 3月 15日
介護保険事業所番号	日立市 0890200074
所在地、電話・FAX番号	茨城県日立市桜川町一丁目1番1号 電話 0294-38-3061 FAX 0294-38-3062
交通の便	JR 常陸多賀駅より徒歩5分
居室の概要	個室18室
共用施設の概要	・台所 2 ・トイレ 4 ・談話室 2 ・浴室 1 ・リビング 2
緊急対応方法	隣接する川島クリニックへ連絡
防犯防災設備 避難設備等の概要	・火災受信機 ・消火器 ・非常警報装置 ・非常出口誘導灯 ・煙探知機 ・スプリンクラー
損害傍証責任保険加入先	あいおい損害保険株式会社

3. 職員体制（主たる職員）

当施設では、ご利用者に対して指定認知症対応型共同生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職員の職種	員数	常勤		非常勤		保有資格
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	2		2			・介護福祉士 ・介護支援専門員
計画作成担当者	2		2			・介護支援専門員 ・介護福祉士

介護従事者	12	7	3	2	・介護福祉士他
-------	----	---	---	---	---------

4. 勤務体制

昼間の体制	6人（うち早番2名 6:30～15:30 うち遅番2名 12:30～21:30）
夜間の体制	2人（21:30～6:30）

5. サービスおよび利用料等

(1) 介護保険給付サービス（1日当たり）（契約書第8条第1項）

利用者の要介護度に応じた下記の単位数の合計に10.45円を乗じて算出した金額から介護保険給付費額を除いた金額（介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合）と食事に係る標準自己負担額、居室使用料及び水道光熱費の合計金額をお支払い下さい。

（サービスの利用料金は、利用者様の要介護度に応じて異なります。）

（1日あたり）

	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. サービス利用に係る基本単位数	749 単位	753 単位	788 単位	812 単位	828 単位	845 単位
2. サービス提供体制強化加算Ⅱ	18 単位	18 単位	18 単位	18 単位	18 単位	18 単位
3. 医療連携体制加算Ⅰ		37 単位	37 単位	37 単位	37 単位	37 単位
4. 介護職員等処遇改善加算Ⅱ	1ヶ月の総単位数に17.8%を乗じた単位					

☆ 初期加算として、入居後30日間に限り30単位/日加算となります。

☆ 退居時相談援助加算として、利用期間が一ヶ月を超える利用者の退去時に、福祉サービスについての相談援助を行い、且つ、退居の日から2週間以内に当該利用者の介護状況等の必要な情報提供を行った場合、400単位/回加算となります。

但し、在宅復帰であり家族等の同意を得た場合です。

☆ 看取り介護加算として、医師が医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した方に対し、利用者または家族の同意を得て、「看取りに関する指針」に基づく看取り介護計画を作成し、看取り介護を受けた場合、死亡日以前45日を限度とし加算とされます。

看取り介護加算1 72 単位/日 （死亡日以前31日～45日）

看取り介護加算2 144 単位/日 （死亡日以前4日～30日）

看取り介護加算3 680 単位/日 （死亡日の前日・前々日）

看取り介護加算4 1280 単位/日 （死亡日）

☆ 栄養管理体制加算として、管理栄養士が介護職員等への助言・指導を行い栄養改善のための体制づくり行っている場合、1月に30単位加算となります。

☆ 科学的介護推進体制加算として、入居者ごとの、ADL値、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合、

1月に40単位加算となります。

- ☆ 利用者の入院期間中の体制として、入院後3カ月以内に退院が見込まれる入居者について、退院後の再入居の受け入れ体制を整えている場合、1月に6日を限度に246単位/日加算となります。

(2) 介護保険給付外サービス（1日当たり）（契約書第8条第1項）

種 類	内 容	費 用
食事の提供	利用者に提供する食事（食材料費）の費用です	1,445 円/日
居室の利用	居室の利用も保険給付対象外ですので実費ご利用料金をお支払い下さい	2,105 円/日
水道光熱費	水道光熱費をお支払い下さい	500 円/日
複写物の交付	利用者様および利用者代理人様がサービス提供についての記録等について複写物を必要とする場合	10 円/枚
行政手続、申請代行	利用者様または利用者代理人が行わなければならない種々の行政上の手続きなどを代行します	100 円/回
受診等の送迎	ご利用者様が病・医院を受診される場合の送迎は、原則としてご家族様が行って下さい。ただしご家族様が送迎できない場合、当事業所で送迎を行います。なお川島クリニックを受診される場合は、料金をいたしません。	1,100 円/1 往復
レクリエーション、クラブ活動	利用者様または利用者代理人のご希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。	材料代等の実費
健康診断	定期健康診断（年1回）を実施します。	要した費用の実費
理髪・美容	月に1回理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます	要した費用の実費
その他	日常生活品の購入代金等ご利用者様の日常生活に要する費用でご利用者様にご負担いただくことが適当であるものに係る費用をご負担いただきます ○おやつ代（特別な） ○衣類代 ○おむつ代 など	要した費用の実費

(3) 入所一時金（契約書第8条第1項）

- 入所日から1週間以内に入所一時金として100,000円を事業所の指定する口座に振り込みを頂きます。

6. 利用料金のお支払方法

前記5の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求いたしますので、原則として銀行・郵便口座からの引き落としをご利用下さい。

7. 協力医療機関

医療を必要とする場合は、利用者様の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

協力医療機関名	住 所	主な診療科目
川島クリニック	日立市桜川町1-1-1	内科
嶋崎病院	日立市会瀬町3-23-1	整形外科
松浦歯科医院	日立市鮎川町1-11-8	歯科

8. 施設内の玄関・エレベーターの施錠について

グループホーム入居中は、入居者の安全を確保するため、玄関およびエレベーターの鍵を施錠して対応させていただきます。なお、入居者から外出や散歩の希望があった際は、職員が付き添って外出等の支援を行います。

ただし、早朝、夜間等時間帯によっては、希望に添えない場合があります。

9. 残置物引取人

入所契約が終了した後、当施設に残された利用者様の所持品（残置物）をご利用者様が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。

当ホームは、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引き渡しにかかる費用については、ご利用者様またはご利用者代理人にご負担いただきます。

10. 退居について

グループホーム又は入院中に死亡された場合、死亡時から退所の手続きや荷物の整理等現実に居室が明け渡される日までの居室料を頂きます。1週間以内に退所の手続きや荷物の整理をおこなって下さい。なお、1週間を過ぎた場合はグループホームにて整理させていただく場合があります。

11. 苦情相談機関

(1) 当ホームにおける苦情の受付

当ホームにおける苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。また、苦情受付ボックスを事務室前カウンターに設置しています。

ホーム苦情相談窓口	受付窓口	管理者 鯨岡 秀明
	受付時間	9:00～18:00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

日上市役所介護保険課	所在地	日上市助川町 1 - 1 - 1
	T E L	0294-22-3111
	F A X	0294-24-2281
	受付時間	8:30～17:15
国民健康保険団体連合会	所在地	水戸市笠原町 978 - 26
	T E L	029-301-1550
	F A X	029-301-1575
	受付時間	8:30～17:15
茨城県社会福祉協議会	所在地	水戸市千波町 1918
	T E L	029-305-7193
	F A X	029-305-7194
	受付時間	9:00～16:00

1 2. 第三者評価の実施状況について

実施の有無	有
実施した直近の年月日	令和 5年 2月 15日
評価機関の名称	一般社団法人 いばらき社会福祉サポート
評価結果の開示状況	有 (独立行政機構 福祉医療機構)

1 3. 施設利用の留意事項

当ホームのご利用にあたって、施設に入所されている利用者様の共同生活の場としての快適、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

- ・施設内における安全・衛生の確保に障害となる恐れのあるもの

(2) 面会について

面会時間 (平日) 9:00～19:30

(日祝日) 9:00～18:00

※来訪者は必ずその都度職員に届け出て下さい。

(3) 外出・外泊

外出・外泊される場合は、事前にお申し出下さい。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、本説明書 5 (2) に定める「食費」は減免されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意

- ・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ・故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者様または利用者代理人に自己負担により現状回復

していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

- ・利用者様に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者様の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ・当施設の職員や他の利用者様に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

館内及び敷地内は全面禁煙です。

令和 年 月 日

(事業者)

法人名 社会福祉法人 秀和会

ホーム名 グループホームさくらんぼ

住 所 茨城県日立市桜川町1丁目1番1号

説明者 : 印

私は、契約書および本書面に基づいて重要事項の説明を受けたことを確認し同意しました。

(利用者)

住 所

氏 名 印

(利用者代理人)

住 所

氏 名 印